

会議記録（1）

会議名称	北本市指定管理者業務評価委員会（令和2年度）
開会及び 閉会日時	令和3年7月21日（水） 午後1時から午後4時55分まで
開催場所	委員会室2
議長氏名	委員長 秋葉清
出席委員(者) 氏 名	大塚美津子、土屋雄一、深見勝彦、若山清和
欠席委員(者) 氏 名	
説明者の 職 氏 名	生涯学習課長：柳井志道 都市計画政策課長：清水孝良 福祉課長：南豊 障がい福祉課長：吉見昭 体育センター指定管理者：北本地域スポーツ振興共同事業体 都市公園指定管理者：株式会社矢口造園 中央緑地・下原緑地公園指定管理者：特定非営利活動法人北本雑木林の会 総合福祉センター指定管理者：社会福祉法人北本市社会福祉協議会 障害児学童保育室指定管理者：特定非営利活動法人すきっぷ 障害福祉サービス事務所ふれあいの家指定管理者：特定非営利活動法人北本市手をつなぐ育成会 各地区公民館等指定管理者：一般社団法人北本市コミュニティ協議会
事務局職 員職氏名	総務課長：加藤浩 同課資産管理担当主幹：大森国英 同課資産管理担当主任：福岡祐希
会議次第	1 開会 2 委員長挨拶 3 議事 4 その他 5 閉会
配付資料	1 次第 2 北本市指定管理者業務評価委員会設置要綱 3 各施設の管理運営に関する管理運営評価表等

発言者	発言内容・決定事項
	1 開会 2 委員長挨拶 3 議事
	(1) 体育センター ー生涯学習課及び指定管理者から説明ー
議長	以上の説明に対し、何か質疑はあるか。
深見委員	生涯学習課に確認したいが、府内検査委員会の結果を踏まえ、生涯学習課では具体的に何をしたか。
生涯学習課	執行できなかつた指定管理業務はイベント類に限定されるものである。特に大きなイベント類が縮小もしくは中止となつてゐる。
深見委員	指定管理業務の中止等について、担当課で収支を確認するようにとあるが、どのように確認したのか。
生涯学習課	収支はまだ確認していない。
深見委員	業務評価委員会まで何日間あったのか。評価委員会に対して準備していないのはどういうことか。 なお、指定管理者において努力されていることはよいことだと思う。収支も黒字なのは評価したい。
	また、指定管理者を選定する際に、事業者から提案のあつた業務、例えば施設の修繕等について、市としてどのように評価して、どのように取り組み、誰が責任をもつて実施するのか整理して説明して欲しいと私は以前お願ひしたつもりである。指定管理者からの提案に対して市としての予算措置をするのか、指定管理者にお願いするものか、あるいはできないものの対応を整理して示して欲しい。
	予約システムについて、都市公園の指定管理者が変わったときに、予約が混乱したことがあった。それを踏まえて、予約システムは市の財産として管理し、継続性を持たせたほうがよいと思う。これを過去に生涯学習課に提案したところ、

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
生涯学習課	<p>県のほうで施設の予約システムについて開発をすると聞いているのでそれを待ちたいという話であった。その検討状況について教えて欲しい。</p>
深見委員	<p>指定管理者が変わったときは混乱すると思う。体育センターも昨年から生涯学習課で管理することとなったので、一括した予約システムについては検討したい。</p>
土屋委員	<p>その際には、県のシステムの整備についての状況を確認して欲しい。それと、予約のシステムについては事業者ではなく市の財産とすることを検討して欲しい。</p>
指定管理者	<p>利用者が減少している中で、収支報告が立派である。様々な工夫をされていると感じた。新型コロナウイルス感染症の感染者は出なかつたのか。</p>
	<p>保健所からの通達等を受けたりするような事案はなかつた。新型コロナウイルス感染症の感染者が1人もいなかつたかは、利用者から報告がないのでわからないが、少なくとも何人かが一斉に新型コロナウイルス感染症に感染したということはなかつた。</p>
	<p>利用者からも新型コロナウイルス感染症の感染者との接触について事前に報告があり、自分たちから利用を見合わせますという連絡が4件くらいあつた。特に、トレーニング室は人数を制限して、それ以上の人数は利用させないという形で運営してきた。</p>
	<p>体育センターが新型コロナウイルス感染症対策指定管理者応援金以外の補填なく黒字にできたのは、一律に利用を打ち切るのではなく、利用人数を制限し、感染対策をして、利用者を受け入れたためである。全く利用しないようにしたならば、300万円くらいの赤字だったと思う。</p>
	<p>生涯学習課と相談して、利用人数を制限して実施し、消毒液の設置、体温測定等の基本的な感染対策を毎日繰り返したので、令和2年度は新型コロナウイルス感染症のクラスターは発生せずに運営できた。</p>

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
土屋委員	利用者は戻ってきてているのか。
指定管理者	70%くらい戻ってきたが、高齢者はまだ利用を控えている人がいる。特にトレーニング室は利用を控えている人が多い。このため、利用人数をオンラインで分かるようにし、利用者へ周知し、利用人数の平準化に努めている。これはとても好評である。今後も続けていきたい。
大塚委員	大変な状況下で、何ができるかと苦心されていると思う。感謝の意見も多いと思うが、その中で何か違った意見はあるのか。
指定管理者	一時期、トレーニング室で行うレッスンは閉講した。それを利用したいと利用者から話もあったが、密の関係で難しかった。このため、途中から新たな形でレッスンを開始し、好評をいただいた。さらに令和3年4月からは、回数券と当日券で利用できる、以前と同じような形態での教室も実施した。トレーニング室でのレッスンをうける利用者はその日に行きたいと思った時に行けるというところにニーズがある。それを令和3年に展開して好評をいただいた。
	<p>一生涯学習課及び指定管理者退室後、評価</p> <p>－A評価が5件、所見はなし－</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者が応募時に提案した内容に対して、市としてどのように評価し、指定管理者、市がどう実施するか費用負担を明らかにし、市として進捗状況を管理すること。 <p>(2) 都市公園</p> <p>－都市計画政策課及び指定管理者から説明－</p> <p>議長</p> <p>以上の説明に対し、何か質疑はあるか。</p> <p>深見委員</p> <p>クラシックカーフェスティバルの実施等については資料1の事業報告書に記載するものだと思う。資料6に記載するも</p>

発言者	発言内容・決定事項
指定管理者	のではないと思う。
深見委員	資料1の事業報告書の9ページに事業について抜粋して記載している。その他の細かい事業については、四半期ごとの事業報告書に記載し、報告している
指定管理者	本委員会では四半期ごとの事業報告書はいただいているので、内容が重複してもよいので具体的な事業は事業報告書へ記載したほうがよい。
深見委員	記載するよう対応します。
都市計画政策課	都市計画政策課へ確認するが、庁内検査委員会の結果を踏まえてどのように対応したのか。
深見委員	植栽管理で赤字であると事前のモニタリングで確認している。
都市計画政策課	植栽管理で赤字なのは先ほどの説明で分かっている。対応について聞いている。
深見委員	新型コロナウイルス感染症の影響でイベント類、特に春先のさくらまつりやみどりのフェスティバルは事業自体が中止となったため、支出が減った。また、緊急事態宣言中にテニスコート等の貸し出し収入、売店の売り上げ収入、イベント時における事業者の出店時の負担金収入が減っており、これらの影響等で收支において若干の赤字となっていることは確認している。
都市計画政策課	事業を実施していない分については、指定管理者との協定書において指定管理者と協議の上、返金も可能だが、收支が赤字のため、返金にはならなかった。
深見委員	赤字についてはどう考えるか。
都市計画政策課	西側の高木伐採については、以前の指定期間中に前指定管理者が管理しているとき維持管理の積み残しがあった。その

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	関係で苦情等があり、当初の計画より多くの伐採が生じ、維持管理の費用がかさんでいる。ただし、指定管理者との協定書上、赤字の補填ができない。次回の指定替えで反映させるよう検討したい。
深見委員	昨年度は約400万、今年度は約1,900万円も赤字なのにもかかわらず、大幅な赤字をどこで改善するつもりか。
都市計画政策課	植栽関係が大幅な赤字であることから、今後指定替えの際に対応するよう検討している。
深見委員	赤字については、市で費用面をみないということか。
都市計画政策課	赤字については、指定管理者との協定において、補填できないことになっている。
指定管理者	補足説明するが、前回の指定替えのときには競争相手があり、価格を頑張った中で目論見が甘い部分があった。ただ、価格を理由として維持管理しないわけにはいかないので、指定管理者として、先延ばしせずに植栽管理をしたところ、事後報告となり、思ったより赤字となってしまった。
深見委員	1,900万円の赤字は業績が安定した御社だから頑張れるかもしれないが、大変なことである。所管課はこのような状況についてどのように考えているのか。
土屋委員	植栽管理はおおむね終わったのか。
指定管理者	管理上気になる箇所はおおむね終了した。 新型コロナウイルス感染症が流行する中で、在宅する方が多くなる中で市民意識が高まり、直接公園事務所へ伐採要望が多くあった。連絡がくると地元業者として剪定できないとは言うことができない。市民のみどりの意識も高いことがこの結果になったと思う。指定管理料については次回の募集では上積みでいくと思う。なぜならば、昭和40年代に開発された公園が多く、併せて樹木を植えたところが多いため、抜

発言者	発言内容・決定事項
	<p>本的な見直しが必要な公園もいくつかあるからである。このため、剪定伐採だけでなく、抜根またはグランドリニューアルの検討も必要になってくると思う。市として公園のインフラをどう活用するかを考えると大きな削減は難しいと指定管理者としては考えている。</p>
深見委員	<p>赤字について市として責任はないのか。契約上、赤字を補填しなくてもよいではいかがなものか。業者がかわいそうである。</p>
都市計画政策課	<p>整理すると、新型コロナウイルス感染症の影響で、さくらまつりやみどりのフェスティバルの中止を確認し、補填は不要と判断した。収支の赤字については植栽で赤字がでている。協定で、植栽は当初から補填できないとなっている。</p> <p>今年度いっぱい指定替えであることから、今後は対応を検討していく。</p>
若山委員	<p>赤字について、契約を超えた部分について何か計算式をもうけ、それに適用して補填するといったことはできないのか。もう少し費用を市で負担して欲しい。</p>
大塚委員	<p>今後も頑張ってもらいたい。</p>
指定管理者	<p>大変な時こそ腕の見せ所である。評価してもらえるよう頑張っていきたい。</p>
深見委員	<p>過去に都市公園の指定管理者が東西で分かれていた後に、一つに戻すときに予約システムが混乱し、市まで苦情がいったという事例があると聞いている。そういうことがないように予約システムについては市の財産とするように検討して欲しい。</p>
	<p>—都市計画政策課及び指定管理者退室後、評価— —A評価が5件、所見は次のとおり— ・防災等の観点から必要に応じて、赤字を補填する仕組みを検討すること。</p>

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	(3) 中央緑地・下原緑地公園
議長	<p>一都市計画政策課及び指定管理者から説明一</p> <p>以上の説明に対して質問はあるか。</p>
深見委員	<p>中央緑地において直近で公園の供用を開始した場所は指定管理の範囲に含めているのか。</p>
指定管理者	<p>市で業者に委託し、整備した上で、指定管理者へ管理を引き継いでいる。</p>
深見委員	<p>今後はこの地域も含めた指定管理料になるということか。</p>
都市計画政策課	<p>そのとおりである。</p>
深見委員	<p>都市計画政策課に聞きたいが、昨年頂いた資料等では圧倒的に強剪定を実施している。10年後を見据えた北本中央緑地伐採・植樹計画に、重機を入れずに伐採更新を継続できるように維持するのが理想と記載している。これは市も合意している計画であることを確認したい。</p>
都市計画政策課	<p>そのとおりである。</p>
深見委員	<p>この理想に向けて進めるよう都市計画政策課にお願いしてきた。この雑木林は武蔵野の農業生産と結びついて築かれてきた貴重な遺産である。この理想にむけて市は努力されているのか。目指すのは萌芽更新である。現時点で重機を入れるのは仕方がない。しかし、将来的には重機を入れずに維持管理できれば理想的だと思う。計画にもそう記されている。令和2年度中央緑地・下原緑地公園の管理運営評価表には、前回の評価委員会の指摘事項の対応状況に「重機を入れざるを得ない状況である」と書いてあるが、それは分かっている。将来的に重機を入れないという理想に向かって進めてもらいたい。</p>

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
指定管理者	<p>重機に関しては、片方は線路、片方は道路で、真ん中の雑木林は20メートルしかない。伐採の仕方はクレーン車でもって、伐採対象をつり上げて、上から切っていくかないと切れないため、業者と相談しながら対応している。1番の課題は予算である。予算的にクレーン車を入れる場合は費用がかさむ。</p>
深見委員	<p>その通りだと思う。雑木林を守り育てる地域は関東でわずかで、メディアも取り上げている。雑木林を萌芽更新で管理することが評価されることだと思うが、どうか。</p>
指定管理者	<p>剪定の仕方について、東地区で最初に全部切ったところがある。その後ひこばえを育てて、現在8年くらい経過し、幹周り15センチくらいになった雑木林がある。今後のこの林を原点に、皆伐を実施し雑木林の再生をしていくことで、将来の中央緑地の再生の礎にしたい。幹周りが15から20数センチならば業者を入れなくても指定管理者で維持管理できる。今は危険木を切っている状況だが、それが終われば雑木林の再生に注力できると考えている。</p>
深見委員	<p>指定管理者は理想的なあり方に向けて努力しているので、行政はできる限り対応して欲しい。資金的にも行政で工面し、将来にわたって萌芽更新という重機をいれずに少ない費用で維持管理できるよう対応して欲しい。</p>
土屋委員	<p>指定管理者はどのくらい管理しているのか。</p>
都市計画政策課	<p>おおまかに3カ所で、西後歩道橋近くの西側、第一下原踏切の西側、東側で、そちらを指定管理者に管理をお願いしている。</p> <p>なお、委員がいう伐採は根元から切ること、強剪定は高いところの多くを切るようにすることである。</p> <p>予算面では指定管理者の管理経費収支報告書において、委託費というところから指定管理者が維持管理の際にかかったクレーン車の費用を支払っている。基本的にはお金ありきで</p>

発言者	発言内容・決定事項
	<p>本数を決めて強剪定を実施している。樹木は線路に近いと金額が高いといったこともある。</p> <p>委員が言う萌芽更新とは伐採後、切り株になったところに、かいわれのように枝が生えるので、その枝のうち2, 3本残して成長させることである。現状では危険木等の剪定や伐採といったことが中心となっている。</p>
深見委員	<p>資料によると強剪定が主となっている。予算は限られるが、できるだけ萌芽更新という理想に近づくことをして欲しい。資料を見る限り理想に近づいていない。是非次回以降対応をお願いしたい。</p>
	<p>一都市計画政策課及び指定管理者退室後、評価一 -A評価が5件、所見は次のとおり-</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来的に重機を入れずに維持管理し、武蔵野の雑木林の理想に向かって整備していくようにすること。
議長	<p>(4) 総合福祉センター</p> <p>-福祉課及び指定管理者から説明-</p>
大塚委員	<p>以上の説明に対して質問はあるか。</p>
土屋委員	<p>コロナ禍であることから、感染対策を十分実施の上、事業を行って欲しい。</p>
福祉課	<p>福祉課の評価でB評価があるが、このコメント内容について補足説明して欲しい。</p>
土屋委員	<p>生活介護の利用実人数が定員の約半分である。前々年度から同様の状態であり、まだ利用者を伸ばせる余地があるので、指摘した。指示事項の対応に係る報告については、指定管理者から提出を受けている。</p>
	<p>これについて、どのような対策を実施しているのか。</p>

発言者	発言内容・決定事項
福祉課	<p>特別支援学校へ指定管理者が働きかけをし、利用につながるような宣伝をしている。</p>
深見委員	<p>庁内検査委員会の結果を受けて、福祉課としてどのような対応をしたのか。</p>
福祉課	<p>指定管理業務のうち、令和2年4月から5月の貸館業務は休止したが、施設自体は通常通り開館したため、維持管理費用は継続し、さらに生活介護事業は継続していたことから業務に必要な経費は変わらないため、余剰金は発生していない。本市の指定管理のガイドラインにおいて、経営努力は返還を求めないが、所定の業務が行われなかつた場合は返還対象とするとされている。</p> <p>今回所定業務は行っており、かつ新型コロナウイルス感染症にかかるものについては補助金を活用しつつ、中止となつた事業の代わりに別の事業を実施するなど経営努力もなされていることから、特に精算は求めないこととした。</p> <p>また、業務の適切な区分については市の総合振興計画において、地域福祉への参加を増やすといった目標があるため、指定管理業務にボランティア育成を含めている。他方で、指定管理者である社会福祉協議会では元来ボランティア育成を実施していることもあり、市としてお願いしている業務と指定管理者が団体として行う業務区分が曖昧になりがちである。これについては指定替えのときに都度精査し対応している。</p> <p>今回の庁内検査委員会ではボランティア育成は市の業務として問題ないが、ボランティア団体への補助金の支給は指定管理業務に含まないのではないかと指摘があった。これについても来年度指定替えのときに市の業務範囲と指定管理者である社会福祉協議会の独自業務かどうかを見直しし、対応していきたい。</p> <p>—福祉課及び指定管理者退室後、評価— —A評価が5件、所見はなし—</p> <p>(5) 障害児学童保育室</p>

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議長	<p>—障がい福祉課及び指定管理者から説明—</p>
若山委員	<p>以上の説明に対して質問はあるか。</p>
指定管理者	<p>先ほど車両購入代を積み立てる予定が、事情があつて積み立てできなかつたという説明があつた。最終的な収支を見ると、積立てできそうだが、積立てできなつた事情とは何か。</p>
深見委員	<p>3月に積立て予定だつた。それと併せて、2021年度の予算も検討していたが、報酬改定で同じサービスを提供しても約600万円の減収が判明した。この減収があらかじめ分かっていたので、赤字の補填分として残しておきたかつたため、積立てはせずに繰越しとした。</p>
指定管理者	<p>減収の要素はどういうものか。</p>
深見委員	<p>報酬は1人あたり何点という形で決まっており、それをもとに請求しているが、この単価が減少する法改正があつた。我々が管理する施設は定員20人の中規模施設だが、市内には他にも事業所があり、そこは定員10人と小規模施設である。今回の報酬改定で元来中規模施設にのみあつた配置加算がなくなつて300万円減少し、さらに通常の一人あたりの利用者の点数も300万円減少した。市内にある小規模事業者も収入は減少するが、小規模施設であるため、指定管理者より減少幅は小さくなる。</p> <p>なお、埼玉県内に放課後等デイサービスの事業所が約900あるが、中規模施設は20件くらいしかない。</p>
指定管理者	<p>収入が減少することに対する対策はしているか。</p> <p>これは国が決定したことなので、何もできない。報酬改定は3年に1回だが、1年後に改定がある場合もあるので、事情を説明して対策を打つてもらえるよう働きかけをしている。</p>

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
深見委員	今年度の収入減少の影響はどのくらいか。
指定管理者	昨年度とはコロナウイルス感染症の影響で比較が難しい。一昨年度と比べると4月は約80万円の減少、5月は約90万円の減少である。対策としては常勤スタッフの基本給を下げる、出勤数を調整する等、人件費で収入減少分を調整している。
深見委員	これについて、市と相談しているのか。
指定管理者	相談しているが、現在市から明確な答えをいただいているない。契約が5年契約であるため、それを破ってまで努力しないうちに市にどうにかという発信ができない状況である。
若山委員	<p>指定管理料はそもそも社会福祉施設では收支の帳尻が合うはずだと思う。指定管理者は競争があっても少なくとも赤字にならないようにしないといけないと思う。</p> <p>先ほど定員が20人の中規模施設のほうが小規模施設より損をするといった説明があったが、国の方針として小規模施設を優先するといった方針はあるのか。国の方針に沿わずに、無理をしてでも定員20人にこだわる必要があるのか。それも踏まえて、指定替えの時に補填についてどうするか市で検討が必要だと思う。</p>
大塚委員	栄小が閉校して利用できる範囲は変わらぬのか。
指定管理者	<p>基本的には変わらない。校庭等は引き続き使わせてもらっている。利用者にとって環境は大変よい。</p> <p>それと配置加算については、通常より多く人を配置すると加算をもらえるものである。先ほどの減少額については配置加算を含めての比較なので、実質収支は50万円くらいの赤字である。</p>
若山委員	人員調整では職員が手薄になると思うがどうか。
指定管理者	今まで配置が手厚かったにもかかわらず、國の方針で職員

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>の減らすということは、利用者の心情的によくない。今は、職員の勤務年数が長いのでどうにか持ちこたえている。しかし、今後は職員が高齢化してくると厳しい状況である。</p> <p>ー障がい福祉課及び指定管理者退室後、評価ー</p> <p>ーA評価が5件、所見は次のとおりー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度改正で金額の影響が大きいものに対して対応すること。
	<p>(6) 障害福祉サービス事業所ふれあいの家</p> <p>ー障がい福祉課及び指定管理者から説明ー</p>
議長	<p>以上の説明に対して質問はあるか。</p>
深見委員	<p>就業規則には3月の支給が記載されていないと言うが、賞与基準はどのくらいか。</p>
指定管理者	<p>日付が進まないと余剰がわからない。1、2月にインフルエンザの影響で利用者が減少することもあり、年度末にならないとわからない。3月賞与の支給はあまりないものと監査において指摘を受けたので、今年度は3月支給はやめて、7月と12月に支給する。</p>
深見委員	<p>年間賞与額は決めているのか。</p>
指定管理者	<p>利用者が定数までいればある程度予想できるが、定員が埋まってなく、かつ欠席があったりすると正確な計算が難しい。これまで夏と冬で同じ月数を支給し、最後に少し支給するという形で支給してきたが、今後は夏・冬で3・5か月分くらい支給できるようにと考えている。</p>
深見委員	<p>3月に賞与するということが就業規則にないのは問題あるかもしれないが、職員からすれば突然賞与がなくなった印象である。</p>

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議長	以前までは3月に定期的に支給していたのか。
指定管理者	これまで収支状況を見て支給するので、3月賞与は未定と伝えていた。昨年は支給できなかつたので、今年はがんばってもらえるよう働くと職員へは伝えている。
指定管理者	就業規則に7月と12月に賞与を支給すると記載があつた。公共機関は7月には何か月、12月には何か月と明確に示すが、社労士等と相談して、NPOだと数値を入れる表記は避けたほうがよいと言われた。収益上、利益がでれば支給するが、基本的には収入に合わせて変動と伝えている。ただ、7月も12月も職員の勤務評価を見て賞与を支給している。
深見委員	3月には法人の収支、職員の勤務評価も明らかになる。3月に賞与を支給すると就業規則に記載すればよかつたのではないか。
指定管理者	支給するならば、記載すべきだった。
深見委員	就業規則上の問題なら対応できるのではないか。
指定管理者	その通りだと思う。ただ、通常3月はないという話もあつたので、今後は就業規則に沿って、できる限り7月と12月に支給しきれるよう対応したい。
深見委員	早めに見通しを立てて対応するということか。
指定管理者	その通りである。
若山委員	こういう業種は4月から3月で運営されると思う。7月、12月、3月に支給する場合、3月は職員の退職、年度末評価という部分で支給するので、わかりやすい側面があると思う。NPOの場合、余剰分をどう置いておくのか。
指定管理者	一部余剰分は積立てとして残しているが、できるだけ職員

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
若山委員	<p>に還元できるようにと考えている。</p> <p>支給されるものが支給されないでは、職員もショックであり、次の採用にも影響が出てくる。賞与を規定上3月に支給できないということだが、3月の支給は一般企業とは性質が異なると思う。3月に支給しないとした場合、前年度にたまたまものを令和3年度の評価に反映すると書き込めばできるとも思う。あとは経営者の意思の問題である。市等から指導を受けたからというのではなく、色々検討できると思う。</p>
指定管理者	<p>検討していきたい。</p> <p>一障がい福祉課及び指定管理者退室後、評価一 - A評価が4件、B評価1件 - - 協議の結果、A評価で決定 所見は次のとおり - - 賞与の支給に関して課題を整理した上、適切に対応すること。</p>
	<p>(7) 各地区公民館等</p>
議長	<p>一生涯学習課及び指定管理者から説明一</p>
土屋委員	<p>以上の説明に対して質問はあるか。</p>
指定管理者	<p>繰越金が約2,200万円あるが、これは新型コロナウイルス感染症の影響か。</p>
土屋委員	<p>これまでの繰越金が収入として約1,600万円計上されており、新型コロナウイルスの影響で例年より約200万円程度多い本年度の余剰金を足した約2,200万円となっている。</p>
指定管理者	<p>今年度の余剰としては約630万円か。</p> <p>638万5,862円である。</p>

発言者	発言内容・決定事項
土屋委員	イベントをしないということで、支出が大幅に減少したということでおよいか。
指定管理者	4月と5月は完全休館であった。このため、電気、ガス及び水道等の光熱費が減少したのが余剰金の要因として影響している。
深見委員	前回の評価委員会で指摘した事項に対し、「国・県の審議会の答申、提言等を確認しました。」とあるが何を確認したのか。
生涯学習課	営利事業等への貸出しについては通知があったので、今後どこまで貸出を広げられるか検討事項として考えている。
深見委員	現在の課題に対して公民館はどうしていくのか。貸出しの判断基準だけの問題ではない。文科省の通知には目を通したのか。
生涯学習課	あまり見ていない。
深見委員	あまり見ていないとはほとんど見ていないということではないか。 現在の課題に対応しないと高齢社会や人口減少の中で公民館は社会の要請に答えられない。文科省等はそういう思いで通知、審議会の答申、公民館館長会議の研究報告等を発信していると思う。生涯学習課に対して言うのは、市が方向性を示さないと指定管理者は動けないからである。ここ3年間ずっと言っても何も変わらない。「提言等を確認しました。」では何も検討していないということか。現在の課題に対応した貸出し基準や利用基準を設ける等考えて欲しい。
	また稼働率についてもデータを提出して欲しいとお願いしているが、提出されていないので、資料を提出して欲しい。
大塚委員	公民館は地元の人にとって、憩いの場である。新型コロナウイルス感染症のワクチンを2回打った人の接種率もあがってきたと思うが、今後展開する事業はあるのか。

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
指定管理者	<p>昨年度前半は閉館や利用制限等もあった。現在も人数制限をしている。ただ、新型コロナウイルスとの付き合い方を利用者が分かってきて、徐々に客数が回復している。高齢者のサロンも各館で再開し、利用者も楽しみに集まっている。高齢者学級も再開した。</p> <p>また、公民館もワクチン接種のお手伝いとして市役所に3日間場所を提供した。これを受け、公民館としても高齢者にスマホ教室をやってみようかと考えている。今後も高齢者のサロンや高齢者のスマホ教室といったことをおこなって利用促進に取り組みたい。</p>
若山委員	公民館の指定管理について、競争原理は働いているのか。
生涯学習課	5年前は非公募での1者の選定だった。
若山委員	<p>先ほど委員が言っていたような改善は競争相手がいないと改善しないと思う。競争原理の有無の問題だと思う。本来指定管理とは市役所でやるものを持ち者へ委託し、競争することでよりよいものにすることだと思う。それをもう少し活かして欲しい。</p> <p>－生涯学習課及び指定管理者退室後、評価－</p> <p>－A評価が4件、B評価1件－</p> <p>－協議の結果、A評価で決定 所見は次のとおり－</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の貴重な財産であることを考慮し、国の通知、審議会答申、研究報告等を踏まえつつ、現在の施設における課題に対して具体的な取り組みを明示すること。 <p>4 その他</p> <p>5 閉会</p> <p>以上</p>

議事のてん末・概要を記載し、その相違なきを証するためここに署名する。

令和 3 年 10 月 1 日 委員長 秋葉 清

